

「大阪北部地震」・「平成30年7月豪雨」・「平成30年北海道胆振東部地震」  
被災者支援活動寄附金（特定寄附金）の募集に係る募金目論見書

1. 寄附金名称

「大阪北部地震」・「平成30年7月豪雨」・「平成30年北海道胆振東部地震」被災者支援活動寄附金とする。

2. 募集金額及び募集総額

一口3,000円以上（何口でも可）により、募集期間中に寄せられた金額とする。

3. 募集理由

平成30年6月18日に発生した大阪北部地震及び7月6～8日にかけて発生した「平成30年7月豪雨」並びに9月6日に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」による被災者支援のために、本会並びに地域不動産鑑定士協会連合会及び都道府県不動産鑑定士協会が連携して実施する事業活動に係る費用に充当するため。

4. 募集対象

被災者等への支援活動に賛同する個人及び団体

5. 資金使途

本会並びに地域不動産鑑定士協会連合会及び都道府県不動産鑑定士協会が連携して実施する被災者を対象とした事業活動（被災家屋等の不動産の被害程度や原因等を証明する罹災証明発行のために必要な住家被害認定調査の実施及び被災者対象の不動産評価に係る無料相談会等）のための活動支援金。

6. 募集期間

2018年8月1日から11月30日(金)までの間

7. 申込方法及び募金方法

- (1) 別紙の「『大阪北部地震』・『平成30年7月豪雨』・「平成30年北海道胆振東部地震」被災者支援活動寄附金（特定寄附金）申込書」に必要事項を記入のうえ、本会事務局にFAXで送付する。
- (2) 募金は、下記の金融機関口座への振り込みとする。なお、振込手数料は本人負担とする。

○みずほ銀行虎ノ門支店 普通預金 4387250

(名義) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会災害支援活動寄附金口

シヤ) ニホンフドウサンカンテイシキョウカイレングウカイサイガイシエンカツドウキフキングチ

## 8. 寄附金控除

### (1) 個人の場合

本会への寄附金は、所得税上の優遇措置により、公益法人への寄附金として、所得税の所得控除<sup>1)</sup>が受けられます。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm>)

### (2) 法人の場合

本会への寄附金は、法人税上の優遇措置により、公益法人への寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額<sup>2)</sup>とは別に、特別損金算入限度額<sup>3)</sup>も併せて適用されます。

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/c05\\_1.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c05_1.pdf))

## 9. その他

特定寄附金としての承認日前から実施している寄附金の募集についても本募金目論見書の対象として取り扱うものといたします。

以上

---

1) 所得税の所得控除：【下記①又は②のいずれか低い金額】－【2千円】＝【寄附金控除額】

① その年に支出した特定寄附金の額の合計額

② その年の総所得金額等の40%相当額

2) 一般寄附金の損金算入限度額：(資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%) × 1/4

3) 特別損金算入限度額：(資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%) × 1/2